

# 知らないと損！「妻が扶養に入る」時の重要知識

## 似て異なる 2 種類の「扶養」がある（「健康保険の扶養」と「所得税法上の扶養」）

### 1：健康保険上の扶養

#### （1）加入要件・注意点

原則として被扶養者（扶養される人）の年間収入が 130 万円（月収約 10 万 8000 円）未満であって、被保険者（扶養する人）の収入の 2 分の 1 未満であることが要件となっています。

※この「年間」の考え方は、退職等により扶養に入れる日から将来に向かって、年収がどのくらいになるのかの「見込み」で計算する。その為、**加入途中で失業保険や出産手当金が発生するなど、収入が入ることで、加入取り消しが必要になるケースもあります。**

※健康保険の扶養では公的給付についても収入に含めて計算する必要があります。

（具体的には、失業保険・出産手当金・傷病手当金・遺族年金・障害年金等）

その為、退職してからすぐに健康保険上の扶養に入れても、失業保険受給が開始された際に扶養の範囲以上の日額給付があった場合、健康保険の扶養から外す必要が発生します。

#### （2）メリット

被扶養者（扶養される人）が個人で社会保険に加入しなくてもよい。

### 2：所得税法上の扶養

#### （1）加入要件・注意点

原則年間収入が 103 万円以下となっています。

※年間の考え方は「1～12 月の暦年」になる為、1 月から退職等により扶養に入れる日までの収入で計算する。

#### （2）メリット

扶養することで配偶者特別控除を受けることができます。

### 3：健康保険と所得税法上の手続きは別々で対応できる

#### （1）手続き書面

健康保険上の扶養・・・扶養者異動届＋証憑添付

所得税法上の扶養・・・令和〇年度給与所得者の扶養控除等（異動）申告書